

第 23 号議案

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例の件
神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例
神戸市道路占用料条例（昭和44年 3 月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		占用料			占用物件		占用料		
		単位	所在地				単位	所在地	
			甲地	乙地				甲地	乙地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>2,200円</u>	<u>1,000円</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>2,100円</u>	<u>950円</u>
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,400円</u>	[略]	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,300円</u>	[略]	
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,600円</u>	<u>2,200円</u>	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,400円</u>	<u>2,100円</u>	
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>2,000円</u>	<u>930円</u>	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>1,900円</u>	<u>880円</u>	
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,200円</u>	<u>1,500円</u>	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>3,000円</u>	<u>1,400円</u>	
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,400円</u>	<u>2,100円</u>	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類	[略]	<u>4,200円</u>	<u>2,000円</u>	
	街灯（広告物を添架するものに限る。）	[略]	<u>890円</u>	<u>400円</u>	街灯（広告物を添架するものに限る。）	[略]	<u>740円</u>	<u>330円</u>	
	その他の柱類	[略]	<u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>	その他の柱類	[略]	<u>4,200円</u>	<u>2,100円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	[略]	<u>20円</u>	<u>11円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	[略]	<u>19円</u>	<u>10円</u>	
	地下電線その他地下に設ける線類	[略]	<u>12円</u>	<u>7円</u>	地下電線その他地下に設ける線類	[略]	<u>11円</u>	<u>6円</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>1,200円</u>	<u>580円</u>	地下に設ける変圧器	[略]	<u>1,100円</u>	<u>530円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>4,000円</u>	<u>1,800円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>3,800円</u>	<u>1,700円</u>	

	郵便差出箱及び信書便差出箱	[略]	<u>1,600円</u>	<u>740円</u>
	架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	[略]	<u>790円</u>
		外径が0.4メートル以上のもの	<u>長さ1メートル1年につき</u>	<u>2,000円</u>
	その他のもの	[略]	<u>3,700円</u>	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満の管	[略]	<u>83円</u>	<u>72円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の管	[略]	<u>120円</u>	<u>100円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の管	[略]	<u>180円</u>	<u>150円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の管	[略]	<u>240円</u>	<u>150円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の管	[略]	<u>360円</u>	<u>170円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の管	[略]	<u>480円</u>	<u>220円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の管	[略]	<u>830円</u>	<u>390円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満の管	[略]	<u>1,200円</u>	<u>580円</u>
	外径が1メートル以上の管	[略]	<u>2,400円</u>	[略]
		管に類する物件	[略]	<u>2,400円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	[略]	<u>3,700円</u>	<u>2,000円</u>	
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	<u>1,200円</u>	<u>590円</u>

	郵便差出箱及び信書便差出箱	[略]	<u>1,300円</u>	<u>600円</u>
	架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	[略]	<u>760円</u>
		外径が0.4メートル以上のもの	<u>占用面積1平方メートル1年につき</u>	<u>1,900円</u>
	その他のもの	[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,400円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満の管	[略]	<u>80円</u>	<u>69円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の管	[略]	<u>110円</u>	<u>94円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の管	[略]	<u>170円</u>	<u>140円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の管	[略]	<u>230円</u>	<u>140円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の管	[略]	<u>340円</u>	<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の管	[略]	<u>460円</u>	<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の管	[略]	<u>800円</u>	<u>380円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満の管	[略]	<u>1,100円</u>	<u>530円</u>
	外径が1メートル以上の管	[略]	<u>2,300円</u>	[略]
		管に類する物件	[略]	<u>2,300円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,700円</u>	
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	<u>1,030円</u>	<u>510円</u>

第 1 項 第 4 号に掲げる施設	らに類するもの(支柱を含む。)				
	アーケード(支柱を含む。)		[略]	<u>180円</u>	<u>96円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	[略]	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	[略]		[略]	[略]	[略]
	その他のもの		[略]	<u>3,700円</u>	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設			[略]	<u>1,100円</u>	<u>280円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		[略]	<u>7,200円</u>	<u>2,700円</u>
	標識(バス停留所標識、サインポール等)		[略]	<u>3,000円</u>	<u>1,100円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>10,200円</u>	<u>5,100円</u>
		その他のもの	[略]	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>
令第7条第2号に掲げる発電設備			[略]	<u>3,700円</u>	<u>1,700円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>1,100円</u>	<u>280円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	<u>400円</u>	<u>180円</u>
令第7条	[略]		[略]	[略]	[略]

第 1 項 第 4 号に掲げる施設	らに類するもの(支柱を含む。)				
	アーケード(支柱を含む。)		[略]	<u>150円</u>	<u>80円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	[略]	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	[略]	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
	[略]		[略]	[略]	[略]
	その他のもの		[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,400円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設			[略]	<u>1,400円</u>	<u>360円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		[略]	<u>6,000円</u>	<u>2,280円</u>
	標識(バス停留所標識、サインポール等)		[略]	<u>2,500円</u>	<u>940円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>8,500円</u>	<u>4,250円</u>
		その他のもの	[略]	<u>4,300円</u>	<u>2,150円</u>
令第7条第2号に掲げる発電設備			[略]	<u>3,100円</u>	<u>1,400円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>1,400円</u>	<u>360円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	<u>380円</u>	<u>170円</u>
令第7条	[略]		[略]	[略]	[略]

第 8 号に 掲げる施 設	上空に設けるもの	[略]	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た 額		
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設け るもの	階数が1の もの	占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.005を乗じて得た 額	
		階数が2の もの	占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.008を乗じて得た 額	
		階数が3以 上のもの	占用面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.01を乗じて得た 額	
	その他のもの	[略]	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た 額		
[略]	[略]	[略]	[略]		
令 第 7 条 第 10 号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	[略]	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た 額		
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	令 第 7 条第12号に掲げる器具	[略]	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た 額		

備考 [略]

第 8 号に 掲げる施 設	上空に設けるもの	[略]	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た 額	
		その他のもの	[略]	Aに <u>0.026</u> を乗じて得た 額
[略]	[略]	[略]	[略]	
令 第 7 条 第 10 号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	[略]	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た 額	
	[略]	[略]	[略]	[略]
	令 第 7 条第12号に掲げる器具	[略]	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た 額	

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）の当該占用物件に係る令和4年度以降の各年度の占用料の額は、この条例による改正後の神戸市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。
- 3 この条例の施行の際現に道路法第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が納付すべき令和4年度以降の各年度の占用料の額の合計額は、改正後の条例の規定による電気事業者等ごとの当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下単に「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料総額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整占用料総額とする。
- 4 改正後の条例別表に規定する占用物件のうち次の表に掲げるものに係る令和4年度及び令和5年度の占用料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、次の表の年度及び所在地の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

占用物件	占用料			
	単位	年度	所在地	
			甲地	乙地

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	街灯(広告物を添 架するものに限 る。)	1本1年 につき	令和4年度	740円	330円
			令和5年度	810円	360円
	その他の柱類	1本1年 につき	令和4年度	4,200円	2,100円
			令和5年度	4,400円	2,200円
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	3,100円	1,400円
			令和5年度	3,400円	1,500円
法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	日よけ、雨よけそ の他これらに類 するもの(支柱を 含む。)	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	1,030円	510円
			令和5年度	1,100円	540円
	アーケード(支柱 を含む。)	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	150円	80円
			令和5年度	170円	91円
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	3,100円	1,400円
			令和5年度	3,400円	1,500円
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板(アーチであ るものを除く。)	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	6,000円	2,280円
			令和5年度	6,600円	2,500円
	標識(バス停留所 標識、サインポー ル等)	1本1年 につき	令和4年度	2,500円	940円
			令和5年度	2,800円	1,100円

	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	令和4年度	8,500円	4,250円
				令和5年度	9,400円	4,700円
		その他のもの	1基1月につき	令和4年度	4,300円	2,150円
				令和5年度	4,700円	2,400円

理 由

道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路の占用料を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。